

保護者 様

## インフルエンザ感染による出席停止について

豊丘南小学校長

お子様がインフルエンザに罹患したことから、病気の悪化と他の児童生徒への感染拡大を防ぐため、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（園児では3日）を経過するまで」の間、出席停止の措置を指示します。この間は家庭で安静を保ち、症状が無くなるまでしっかり治してから登校させてください。

発症日については、咳・鼻汁・発熱等の感冒症状が出現した日となりますが、咳・鼻汁の発症日時は不明瞭なことが多いため、発熱をもって発症としてください。

また、登校の際は以下の治癒報告書を保護者の方が記入して、学校に提出してください。学校保健安全法の規定により登校停止となった間は、欠席の扱いとはなりません。

## 治癒報告書

学校長 様

年 組 番 氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告します。

記

1 疾患名	インフルエンザ
2 受診した医療機関名	
3 医療機関診断日	令和 年 月 日

4 次の（１）（２）の太枠のうち遅い方の日から登校可能となります。

（１）発症（発熱）後、5日を経過した

発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	★発症後6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

※発症日＝発熱した日としてください。

（２）解熱日（平熱に下がった日）後、2日を経過した

解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	★解熱後3日目
月 日	月 日	月 日	月 日

登校可能日
月 日

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）

令和 年 月 日

保護者様

豊丘南小学校長 牧内 優幸

お子様が新型コロナウイルス感染症に感染したことから、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止を指示します。なお、発症した翌日を第1日目として5日の期間ですのでご注意ください。お子様の病気の悪化を予防し、他の児童生徒への感染を防止するための措置ですので、ご理解とご協力をお願いします。

学校保健安全法施行規則の規定により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。

出席停止期間は、学校を休んでも欠席日数にはなりません。

なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」「検査結果の陰性」について医師等の診察を受ける必要はありませんが、症状が続く場合等、心配がある場合は医師の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症が軽快し登校する時は、この「出席停止期間終了報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

なお、発症日から10日間は感染の恐れがありますので、出席停止期間の基準を満たした場合でも、登校する際は感染症対策にご協力をお願いします。

## 出席停止期間終了報告書

学校長 様

年 組

児童生徒氏名

発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	令和 年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日まで

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	かつ	症状軽快 0日目	1日目
/	/	/	/	/	/		/	/

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

※無症状の場合は、「医療機関での検体採取日」を「発症日」欄に記入すること。

令和 年 月 日

保護者氏名